

広島県教育委員会規則第四号

広島県立高等学校学則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

広島県教育委員会

教育長 下崎 邦明

広島県立高等学校学則等の一部を改正する規則

(広島県立高等学校学則の一部改正)

第一条 広島県立高等学校学則(昭和二十八年広島県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

別表第二中

広島県立加計高等学校	安芸太田町立加計中学校 安芸太田町立筒賀中学校 安芸太田町立戸内中学校
広島県立加計高等学校	安芸太田町立加計中学校 安芸太田町立安芸太田中学校

を

(広島県教育委員会表彰規則の一部改正)

第二条 広島県教育委員会表彰規則(昭和三十六年広島県教育委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「(広島市に係るものを除く。)」を削る。

(指導が不適切である教諭等の認定の手續、指導改善研修の実施等に関する規則の一部改正)

第三条 指導が不適切である教諭等の認定の手續、指導改善研修の実施等に関する規則(平成二十年広島県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十五条の二」を「第二十五条」に改める。

第二条第三号中「中学校」の下に「義務教育学校」を加える。

第四条第一項の表の第二号中「若しくは中学校」を「中学校」に改め、「同じ。」の下に「若しくは義務教育学校」を加える。

第五条第三項及び第七条第二項中「若しくは中学校」を「中学校若しくは義務教育学校」に改める。

第八条第二項第三号中「第二十五条の三」を「第二十五条の二」に改める。

(へき地学校等の指定基準及び指定に関する規則の一部改正)

第四条 へき地学校等の指定基準及び指定に関する規則(平成二十四年広島県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「又は中学校」を「中学校又は義務教育学校」に改める。

別表第三の一級の項中

「 広島市立湯来東小学校 ” 湯来西小学校	を削り、
「 山県郡安芸太田町立筒賀中学校 ” ” 戸河内中学校	を
「 山県郡安芸太田町立安芸太田中学校	に改める。
別表第四の準々ぎ地学校の項中	
「 広島市立似島小学校 ” 志屋小学校	及び
「 広島市立似島中学校	を削る。

附 則

この教育委員会規則は、平成二十九年四月一日から施行する。